

大阪府知事指定養成研修事業者 各位

大阪府福祉部地域福祉推進室長
(公印省略)

大阪府居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱の改定、大阪府居宅介護職員初任者研修事業実施要領及び大阪府障がい者居宅介護従業者基礎研修事業実施要領の策定について (通知)

日頃から、本府福祉行政の推進に御協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号)の一部改正、「居宅介護職員初任者研修等について」(平成 19 年 1 月 30 日障発第 0130001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の改正及びその他所要の規定の整備に伴い、大阪府居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱の改定、大阪府居宅介護職員初任者研修事業実施要領及び大阪府障がい者居宅介護従業者基礎研修事業実施要領を策定しましたので、通知します。

なお、大阪府居宅介護従業者養成研修事業実施要領は平成 26 年 3 月 31 日限り廃止とします。

記

- ・別紙 1 大阪府居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱 改定の概要
- ・別紙 2 大阪府居宅介護職員初任者研修事業実施要領 概要
- ・別紙 3 大阪府障がい者居宅介護従業者基礎研修事業実施要領 概要
- ・大阪府居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱新旧対照表
- ・大阪府居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱
- ・大阪府介護職員初任者研修事業実施要領
- ・大阪府障がい者居宅介護従業者基礎研修事業実施要領

※施行日(平成 26 年 3 月 31 日(月))以降、大阪府のウェブページに掲載いたします。

URL : <http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/youkou/kyotaku.html>

【問い合わせ先】

大阪府 福祉部 地域福祉推進室
地域福祉課 事業者育成グループ
三浦、杉森、松本、佐藤

TEL : 06-6910-7088、FAX : 06-6944-6681

E-mail : chiikifukushi-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp

別紙 1

大阪府居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱の概要

指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号)の一部改正、「居宅介護職員初任者研修等について」(平成 19 年 1 月 30 日障発第 0130001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の改正に伴い改定。

<改定の概要>

- 1 要綱の名称について
厚生労働省通知の変更に伴い「大阪府居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱」とする。
- 2 第 3 条 (研修の課程及び内容) 関係
研修の課程は「居宅介護職員初任者研修課程」及び「障がい者居宅介護従業者基礎研修課程」とする。
各課程における修業年限について、病気等やむを得ない場合についての期限を定める。
講義、演習及び実習により行っていた研修の方法を、講義及び演習を中心に行うこととし、必要に応じて実習を組み入れてもよいこととした。
- 3 第 4 条 (指定) 関係
研修事業者の指定について、標準処理期間を明記するとともに、指定しない場合の理由付記を行うこと等を定める。
- 4 第 5 条 (指定の要件等) 関係
補講について、研修事業者が自ら実施することができること等を指定の要件に加える。
研修事業に係る情報の開示することを定める。
法人の役員等について、暴力団、暴力団員若しくは含まれている場合は研修事業者としての指定を行わないこととする。
- 5 第 6 条 (指定申請の手続き) 関係
指定申請に係る必要な書類の詳細を明記し、提出書類の種類を追加した。
指定申請書類が形式上の要件を満たさない場合、補正を求めてなお補正されない場合、理由を付した上で申請を却下できる旨を定める。
- 6 第 19 条 (聴聞の機会) 関係
指定取消し又は指定の効力の停止の処分を行う場合、事業者に対する聴聞を行う旨を定める。
- 7 第 22 条 (みなし規定) 関係
各課程の修了者としてみなすものについて定める。
- 8 第 5 条 2 (2)・(7) 関係
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が施行されたことに伴い、引用法令を整備する。
- 9 その他
必要な文言の整理等を行う。

別紙 2

大阪府居宅介護職員初任者研修事業実施要領の策定の概要

大阪府居宅介護職員初任者研修事業者指定要綱第 21 条の規定に基づき、居宅介護職員初任者研修事業の実施に際しての要領を定めるため、大阪府居宅介護職員初任者研修事業実施要領を策定する。

<実施要領の概要>

第 2 総論

2 「事業者が遵守すべき基本方針」関係

(2) 受講の受付は開講届を受理された後でなければ行うことができないことを規定する。

(5) 受講申し込み時に本人確認を求めることとし、その方法等を規定する。

(10) 広報の方法について、「居宅介護職員初任者研修」であることを明記し、広報等の原稿を保存するよう、規定する。

7 「研修の受託」関係

大阪府及び府内市町村から委託を受けて研修を実施する場合には、学則にその旨を記載すべきことを規定する。

第 3 指定の要件

1 研修事業運営のための職員配置

(2) 従来 of 研修責任者、苦情相談担当者、研修担当者に、課程編成責任者を加える。

3 講師及び修了評価者

講師及び修了評価者については、有資格者であり実務経験を有する者と規定する。

4 講義・演習室

(2) 講義・演習室について、自らが所有する場所でない場合、使用承諾書又は契約書の写し等の提出を求めることを規定する。

8 情報の開示

インターネットを活用した情報の公表を行うことを規定する。

第 4 研修の実施

2 研修の実施

(1) 研修については各事業者で作成したシラバスに沿って実施することを規定する。

5 実習

実習を組み入れることができる科目等について規定する。

6 修了評価

修了評価の実施方法について規定する。

8 補講

受講者がやむを得ない理由により講義を欠席した場合、研修事業者自らが学則の定めにより補講を実施しなければならない旨及びその取扱い等を規定する。

第5 指定申請手続

事業者指定申請手続に必要な書類一覧

- 4 要綱第5条の改正に伴い、「要件確認申立書」及び「暴力団等審査情報」の提出を求めることを規定する。
- 5 情報の公表を行う場合、公表情報の内訳等を印刷したものの提出を求めることを規定する。

第7 年間実施計画の届出

「居宅介護職員初任者研修年間実施計画書」は、紙媒体と併せて電子媒体での提出を求めることを規定する。

第11 修了証明書等

3 修了証明書の亡失・き損時の対応について

研修の修了者への証明書交付事務については、当該研修事業を廃止した後であっても、法人等が存続する間、その責務を負わなければならないことを規定する。

第13 廃止の届出

2か年度にわたって研修実績がなく、その後も研修実施予定がない事業者については、知事において廃止手続きができることを規定する。

第15 修了年限の特例について

病気等やむを得ない理由により特例の期間の修業を要する場合、あらかじめ診断書等の書類の提出を求めるとともに補講の時期の確認することを規定する。

別紙 3

大阪府障がい者居宅介護従業者基礎研修事業実施要領の策定の概要

大阪府居宅介護職員初任者研修事業者指定要綱第 21 条の規定に基づき、大阪府障がい者居宅介護従業者基礎研修事業の実施に際しての基準を定めるため、大阪府障がい者居宅介護従業者基礎研修事業実施要領を策定する。

障がい者居宅介護従業者基礎研修については、大阪府居宅介護従業者養成研修三級課程を基にしており、大阪府居宅介護従業者養成研修事業実施要領（平成 26 年 3 月 31 日廃止予定）との主な変更点について以下のとおりとなる。

<実施要領の概要>

第 2 総論

2 「事業者が遵守すべき基本方針」関係

(2) 受講の受付は開講届を受理された後でなければ行うことができないことを規定する。

(5) 受講申し込み時に本人確認を求めることとし、その方法等を規定する。

(10) 広報の方法について、「障がい者居宅介護従業者基礎研修」であることを明記し、広報等の原稿を保存するよう、規定する。

7 「研修の受託」関係

大阪府及び市内市町村から委託を受けて研修を実施する場合には、学則にその旨を記載すべきことを規定する。

第 3 指定の要件

1 研修事業運営のための職員配置

(2) 従来 of 研修責任者、苦情相談担当者、研修担当者に、課程編成責任者を加える。

4 講義・演習室

(2) 講義・演習室について、自らが所有する場所でない場合、使用承諾書又は契約書の写し等の提出を求めることを規定する。

8 情報の開示

インターネットを活用した情報の公表を行うことを努力義務として規定する。

第 4 研修の実施

7 補講

受講者がやむを得ない理由により講義を欠席した場合、研修事業者自らが学則の定めにより補講を実施しなければならない旨及びその取扱い等を規定する。

第 5 指定申請手続

事業者指定申請手続に必要な書類一覧

4 要綱第 5 条の改正に伴い、「要件確認申立書」及び「暴力団等審査情報」の提出を求めることを規定する。

5 情報の公表を行う場合、公表情報の内訳等を印刷したものの提出を求めることを規定する。

第7 年間実施計画の届出

「障がい者居宅介護従業者基礎研修年間実施計画書」は、紙媒体と併せて電子媒体での提出を求めることを規定する。

第1 1 修了証明書等

3 修了証明書の亡失・き損時の対応について

研修の修了者への証明書交付事務については、当該研修事業を廃止した後であっても、法人等が存続する間、その責務を負わなければならないことを規定する。

第1 3 廃止の届出

2か年度にわたって研修実績がなく、その後も研修実施予定がない事業者については、知事において廃止手続きができることを規定する。

第1 5 修了年限の特例について

病気等やむを得ない理由により特例の期間の修業を要する場合、あらかじめ診断書等の書類の提出を求めるとともに補講の時期の確認することを規定する。